

第3次志賀町行政改革大綱・集中改革プランを策定しました

次世代につなぐ健全な行政経営の確立 を目指して



3月27日に行政改革推進委員会からの答申を受け、平成27年度から平成31年度までの5カ年を推進期間とする第3次志賀町行政改革大綱および集中改革プランを策定しました。

今後は、人口減少問題や地方創生による地域活性化施策などの課題に取り組みながら、若い世代が安心して子どもを産み、育てられるまちづくりを進めます。

その中で、住民の皆さんに安定した行政サービスが継続して提供できるように、効果的な行政サービスへの転換と行政体制のさらなる充実・強化を図るなど、行政改革を推進していきます。

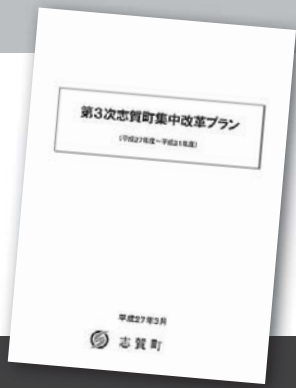
【第3次志賀町行政改革大綱における基本方針】

今後の財政運営が一段と厳しくなることが見込まれる中、人口減少対策や定住促進施策の推進、さらなる少子高齢化の進行や住民ニーズの多様化などに的確に対応していくため、次の3つの基本方針を設定し、行政改革を推進していきます。

- ① 次世代への道すじを着実に作る
- ② 行政体制の充実・強化と効果的な行政サービスへの転換
- ③ 協働のまちづくりの推進とわかりやすい情報提供

プランの体系と 36 の改革項目

大綱の基本方針に基づき「第3次志賀町集中改革プラン」を策定し、次のプラン体系で36の改革項目に取り組みます。また、取り組みの進捗状況やその成果を、住民の皆さんに分かりやすい形で公表し、協働のまちづくりを推進していきます。



(1) 次世代につなぐ経営基盤の確立

① 新たな総合計画などの策定と実践

町の将来ビジョンと町政のあり方を示す「第2次志賀町総合計画」や、地方創生を実現するための「志賀町人口ビジョン・総合戦略」などを策定し、各施策における取り組みに反映させ、実践していきます。

② 行政体制の適正化と透明性の向上

安定的な行政サービスの提供と行政ニーズに対応した組織の適正化を進めながら、職員の資質向上を図ります。また、協働のまちづくりを推進していくにあたって、効果的な住民への周知や住民意見の積極的な活用など、行政運営のさらなる透明性の向上を図ります。

改革項目

1. 第2次志賀町総合計画の策定と進行管理
2. 志賀町人口ビジョン・総合戦略の策定と実践
3. 公共施設等総合管理計画の策定と適正配置の推進
4. 上水道事業経営戦略の策定と経営健全化
5. 下水道事業経営戦略の策定と経営健全化
6. 町立富来病院改革プランの策定と経営健全化
7. 学校施設（閉校後の小学校）の利活用方針の検討

改革項目

8. 行政ニーズに対応した組織体制と定員管理の適正化
9. 職員人材育成の推進
10. 住民意見の積極的な活用
11. 地方公会計制度の導入
12. ICT（情報通信技術）の有効活用

③ 健全財政確立に向けた取り組みの推進

次世代につなぐ健全な行政経営を確立するため、中期的な財政目標を設定し、適正な財政規律と財源確保を図る取り組みを推進していきます。

改革項目

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 13. 受益者負担の見直し 14. 地籍調査事業の推進 15. 健全な財政運営の推進 16. 借受財産（土地）の解消 17. 志賀町ケーブルテレビ事業の経営健全化 18. 税の収納率の向上 19. 社会福祉協議会の経営改革の促進 | <ol style="list-style-type: none"> 20. ごみ減量化の推進 21. 観光施設の整理統合 22. (株)志賀町振興サービスの経営改革の促進 23. シルバー人材センターの経営改革の促進 24. 志賀町土地改良区の経営改革の促進 25. 町営住宅管理の適正化 26. 生涯学習施設の整理統合 |
|--|--|

(2) 次世代につなぐ行政サービスの構築

① 行政サービスの充実と見直し

今後の財政見通しや人口動態などを考慮し、県内市町におけるサービス水準との比較を行いながら、限られた財源を有効に配分し、効果的な行政サービスへの転換を図っていきます。

改革項目

27. 指定管理者制度の効果的な活用
28. 扶助費の単独事業の見直し
29. 行政評価制度の推進
30. 放課後児童クラブ運営体制の見直し
31. 障害者活動支援施設の見直し
32. 地区慰霊式（志賀地域）の統合
33. 消防団の再編
34. 移住・定住促進対策事業の推進
35. コンビニ収納導入の検討
36. 生涯学習事業の整理統合



志賀町合併 10 周年記念・志賀町文化協会合併 10 周年記念

平成 27 年度

初夏の文化祭

文化協会主催による『初夏の文化祭』を
富来活性化センターで開催します。
皆さん、お誘い合わせの上、
ぜひご来場ください。
詳しくは、後日、新聞折り込みチラシ
などでお知らせします。

とき 6月13日(土)・14日(日)

ところ 富来活性化センター

各種展示 13日・14日
ステージアトラクション 14日のみ



あなたも大学生！ (放送大学)



放送大学では
平成27年度第2
学期(10月入学)
の学生を募集し
ます。放送大学

は、BSテレビやインターネットを通
して学ぶ通信制の大学です。

仕事や家事をしながら、幅広い分野
と専門性の高い授業に数多くふれるこ
とができます。大学(学士)卒業を目
指す方や、好きな科目を1科目だけ勉
強したい人も入学ができます。(入学
試験はありません)

● 出願期間

第一回 8月31日(月)まで
第二回 9月20日(日)まで

● 入学説明会

8月8日(土)・9日(日)・15日(土)
22日(土)・30日(日)・9月5日(土)
時間：10時30分～

● 幼稚園教諭説明会

8月23日(日)・30日(日)
時間：13時30分～

● 会場 石川学習センター

● 個別相談会 随時開催(要電話予約)

● 開放大学石川学習センター

(野々市市扇が丘7の1)
☎076-246-4029

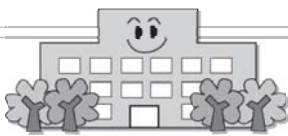
文芸教室

投稿 短歌、俳句、川柳

雲間より飛行機の音かすかなり	浅子
もてなしの捌きが光る観光地	美智代
ウグイスが鳴き響かなく無投票	〃
5年後の銀河鉄道仮予約	上野 末子
花咲いてしばらくぶりに逢う笑顔	〃
空は澄み新入学入社胸あつく	山守 宏子
里山は風さわやかに萌黄色	〃
無職にも仕事はありて朝早く	みさの
家の廻りの道路を掃けり	光雄
コゴミ、ウド、ワラビ、タラの芽、セリ、ニツ葉	〃
匂の香りに箸も迷ひて	元尾 智子
前向きに振り向かないで進む道	〃
生きる喜び噛みしめ進む	〃
日本海東尋坊の岩肌	〃
波を抱き寄せ素肌をぬらす	〃
庭先の椿ひと枝びんに差す	〃
色の淡さに心やすらぐ	志津江
還暦に植えし桜の並木咲き	〃
母校閉じゆく我らの古稀に	松本理希三

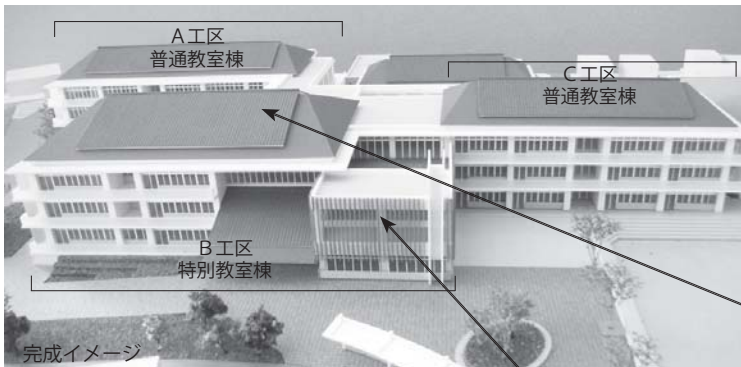
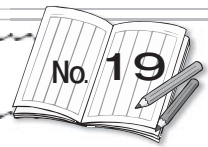
「文芸教室」に掲載する作品を募集しています。短歌、俳句、川柳については一首(一句)として送付ください。紙面の都合上掲載できない場合もありますのでご了承ください。

■ 宛先 〒250-0008 志賀町末吉千古1番地1 志賀町教育委員会 生涯学習課まで ※毎月3日までにお送りください。



志賀小学校建設検討委員会事務局
☎32-9360

志賀小学校建設検討委員会だより



現在の工事の状況

校舎棟建設工事の状況

校舎棟工事は3工区に分けて進んでいます。普通教室棟のA工区は、3階のコンクリート打設が完了し、屋根の形が見えてきました。玄関ホール・職員室などがある特別教室棟のB工区と、普通教室棟のC工区は、それぞれ1階のコンクリート打設が完了しました。

外観

屋根は志賀町の景観と調和するよう、黒く艶のある瓦屋根を採用します。外壁は、コンクリート打ち放しにフッ素クリア塗装して、耐久性を高く仕上げます。図書室への日除け対策として、こる柿をモチーフにした縦型ルーバーを設置し、外観のアクセントとする予定です。

法律相談

代償分割について

Q: 父親が亡くなり、長男の私は、実家である父親名義の土地・建物を相続して実家を守りたいと弟や妹に言ったところ、弟らは、「私たちも相続権がある。兄のみ実家の不動産を相続するのは不公平だ」と言い出しました。どうしたら良いでしょうか。なお、父親の相続財産は、実家の土地・建物以外、特に財産はありません。

A: 相続財産(遺産)をどう分け合つかは非常に難しい問題ですが、一般的に遺産分割の方法は、3通りあります。まず、①現物分割です。遺産分割の対象となる相続財産を、相続人間で分けることをいいます。例えば、不動産は全部長男、動産はすべて次男、預貯金や現金は妹という分け方です。次に、②代償分割です。相続人の一部の者が現物取得し、他の相続人には、その現物を取得した相続人が一定の金銭などを支払う方法です。最後に、③換価分割です。これは、遺産分割の対象となる相続財産の全部または一部を売却し、売却代金を分け合う方法です。

設問のように、不動産しか財産がない場合、不動産は分割しにくい財産であり、例えば、親と同居している長男が「自宅不動産」を相続すると、兄弟姉妹は相続する財産がなくなってしまう。そこで、遺産分割協議で、「長男は、親の土地・建物を相続する。ただし、長男は、弟や妹に対し遺産を取得しない代償として各500万円を支払う」という代償分割を取る

・弁護士(元高等検察庁検事)、愛知学院大学法科大学院教授
國田 武二郎(堀松出身)

東京・名古屋・横浜・岡山・福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事故など多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなろ法律事務所を開設し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保健推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員就任を経て、平成27年4月より東海北陸地方年金記録訂正審議会委員第3部会長を務める。

方法が良く利用されます。つまり、代償分割は、相続財産に農地や事業用不動産、同族株式会社などが含まれる場合、細分化、共有化を避けることができます。とりわけ、不動産の遺産分割紛争で、代償分割による解決が効果的です。例えば、設問のように、長男が相続すれば弟や妹には何も残りません。だからといって、長男、次男、妹が共有にしたところで、長男が自宅に居住し、弟や妹が居住しないなら、弟らは何もメリットがありません。また、共有状態で長男や弟らが亡くなると、それぞれの子や配偶者が相続して共有者となり、権利関係が複雑になります。こうした共有相続を回避するためにも、代償分割は有効です。一括で払えない場合は、月々10万円を分割で支払う、または、1年後に支払うなど支払期限を猶予することも可能です。一般的に代償は、「現金」が多いですが、相続人間で合意すれば、現金以外の物や権利でもかまいません。なお、遺産分割協議書で、代償分割の内容を必ず明記することが必要です。そうでないと、相続人間の単純な贈与として「贈与税」がかかります。

ただ、長男が自分の預貯金などで兄弟姉妹に代償分割できればよいのですが、それほどでもないのが現状です。「兄弟姉妹は平等」という意識が強くなって、激しい攻防が繰り返され、まさに相続は「争族」になります。このため、親は、自分の不動産を誰に承継させるか、生前に「遺言書」を作成することが肝要です。



梅雨は読書をして
過ごしませんか。



志賀図書館のみ、平日18:30まで開館しています。

6・7・8月は平日の開館時間を30分延長しています。
仕事帰りや学校帰りにぜひお立ち寄りください。

【志賀町立図書館】 1階・絵本コーナー

- おはなし会 16:00～17:00
日時：6月3日(水)・17日(水)
- ボランティアおはなし会 14:00～
日時：6月27日(土)

紙芝居や絵本の
読み聞かせをしています。
好きな本を選んでください。
参加お待ちしております。

◆おすすめの本◆

- 頂点への道 錦織 圭・秋山 英宏
2014年、運命のコーチと出会い「動かず攻める」テニスを習得。
現役トップアスリートが世界を転戦するツアーの厳しさを自ら
記した本です。彼の成長と考え方が読み解けるおすすめの一冊。
- 思考力を鍛える50の哲学問題 小川 仁志
なぜ年をとると1年が早く感じるのか？なぜあの人とは話が
合わないのか？世の中の様々な難問を解くのにふさわしい、50
人の哲学者による哲学概念を紹介しています。

◆新着の本◆

- ごんたくれ 西條 奈加
- 偽装 越境捜査5 笹本 稜平
- ヒア・カムズ・ザ・サン 東京バンドワゴン10 小路 幸也
- 山月庵茶会記 葉室 麟
- 過ぎ去りし王国の城 宮部みゆき
- 森は知っている 吉田 修一
- 浜中刑事の妄想と激運 小島 正樹
- ぱっちり、朝ごはん 阿川佐和子^他
- ボーイミーツガールの極端なもの 山崎ナオコ^ら
- 考え方ひとつで人生は変わる 稲盛 和夫

◆新着CD◆

- THE BEST I・II LOVE PSYCHEDELICO

◆新着DVD◆

- 永遠の0 出演：岡田 准一・井上 真央^他
- マンマ・ミーア！ 出演：メリル・ストリープ^他
- 風立ちぬ 監督：宮崎 駿

休館日 6月1日(月)、8日(月)、15日(月)
22日(月)、29日(月)

問い合わせ先・開館時間

志賀町立図書館	平日	9:30～18:30
	土日祝	9:30～17:00
☎32-1740		
町立富来図書館	平日	9:30～18:00
	土日祝	9:30～17:00
☎42-2777		

児童館通信

6/7 日本文化にレッツトライ 13:30～



村上きく子先生からあいさつの仕方を学びます。日本の民族衣装ゆかたと帯結びを見て、日本の伝統文化に触れてみませんか。(定員:15人)

6/27 七夕飾りを作ろう 13:30～



折り紙を使って、笹に飾りつけをし、七夕飾りを作りましょう。(定員:15人、小学生対象)

6/13 いちごのおやつを作ろう 13:30～



フルーチェを使ったいちごパフェや、白玉粉で包んだいちご大福を楽しく作りましょう。(定員:15人・材料費:100円・小学生対象)

6/28 よさこいを踊ってみよう 13:30～



きらら華小町の皆さんがよさこいの楽しさを教えます。なるこを持って、一緒によさこいを踊ってみませんか。(幼児親子から小学生対象)

6/17 親子リトミック遊び 10:30～



松本有美先生が教えます。親子で楽しい時間を過ごしましょう。(定員:20組)

★申し込み、お問い合わせは児童館まで

休館日 6月21日(日)
開館時間 9:00～17:30
問い合わせ先 志賀町児童館 ☎32-1724

昨年8月、高齢者福祉の課題やニーズを把握するため、65歳以上の無作為に抽出した1,000人を対象に調査しました。その結果の一部を紹介します。

こんにちは
地域包括支援
センターです。

岡健康福祉課
☎32-9132

1.通院の状況

85.2%が定期的に通院し、治療中の病気は「高血圧」が49.5%と最も高く、次いで「目の病気」が16.2%でした。

2.普段の生活で不安なこと

「自分の健康、将来介護が必要な状態になるかもしれない」「介護が必要になった時、希望する介護サービスが受けられるか分からない」が上位でした。

3.今後の介護のかたち

介護が必要になったら、家族と自宅で介護保険サービスを利用するか、高齢者向け住宅で過ごすなどの「在宅・住宅系」と、介護・医療施設などの「施設系」を望む人がほぼ同じ割合でした。

4.在宅介護・医療に抱くイメージ

「家族に負担がかかる」、「急変した時の対処ができない」が上位で、「在宅で満足がいく最後がむかえられる」というイメージは低い結果でした。

5.今後、取り組むべき高齢者施策

「介護予防や寝たきり予防のための施策」「入所施設の充実」「在宅サービスの充実」「支え合いの地域づくり」「生きがいや交流の場となる施設の充実」などが示されました。

地域の実情や高齢者の希望に合わせた、新しい医療や介護や保健・福祉のしくみが必要です。それを実現するためには、公的なサービスだけでなく、地域の皆さん一人一人の努力や協力も欠かせません。さまざまな立場の人たちがつながることで、支えるしくみが整ってきます。このつながりを育てていけるよう、地域包括支援センターでも努力していきます。



「子どもの人権110番」強化週間



人権イメージキャラクター
人KEN まもる君
(法務省人権擁護局)

いじめや体罰、不登校や親による虐待など、子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで生じています。被害者の子ども自身、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成で、身近に適切に相談できる大人がいない場合があります。「子どもの人権110番」は、このような子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける相談窓口です。相談は金沢地方法務局で、人権擁護委員または担当職員が受けます。相談は無料、秘密厳守で対応します。

志賀町要保護児童
対策地域協議会だより

☎ 0120-007-110

(全国共通フリーダイヤル・無料)

ただし、土・日曜日は名古屋法務局につながります。

《受付時間》 6月22日(月)～26日(金) 8:30～19:00

6月27日(土)・28日(日) 10:00～17:00

※パソコンでのメール相談は24時間受付
(法務省のホームページからアクセスできます。)



人KEN
あゆみちゃん

七尾児童相談所 ☎ 0767-53-0811 志賀町住民課 ☎ 32-9122 志賀町児童相談 携帯電話 090-8267-4693